

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業の取扱いについて

1. 補助対象事業について

利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業については次の事業内容を補助対象とする。

| 区 分 | 内 容 |
|-----------------------------|--|
| (1) 施設の一部改修 | 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 |
| (2) 施設の付帯設備の改造 | 一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等付帯設備の改造工事 |
| (3) 施設の冷暖房設備の設置等 | 気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事 |
| (4) 避難経路等の整備 | 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事 |
| (5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修 | ①活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事 |

| | |
|---|---|
| <p>(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修</p> <p>(7) 消融雪設備整備</p> <p>(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等</p> <p>(9) 施設の改修整備</p> <p>(10) その他施設における大規模な修繕等</p> | <p>等</p> <p>②アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事</p> <p>消防法設備等(スプリンクラー設備等を除く。)について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備</p> <p>豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項の規定に基づき指定された豪雪地域に所在する施設の安全確保上、必要な消融雪設備の整備</p> <p>都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等</p> <p>施設事業を行う場合に必要な、既存建物(賃貸物件を含む。)のバリアフリー化工事等、施設等の基盤整備を図るための改修工事</p> <p>特に必要と認められる上記に準ずる工事</p> |
|---|---|

(注) 一定年数は、おおむね10年とする。